入　札　説　明　書

令和８年 11 月 17 日
新潟県南魚沼地域振興局

1　入札に付する事項

（１）件名
令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託

（２）調達案件の仕様等
令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託仕様書による
入札金額は、令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託設計書により算出すること。

（３）契約期間
契約締結日から令和９年３月 31 日

（４）履行場所
令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託仕様書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加申請書を提出した日から本件の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規程による更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。（ただし、更生手続き開始の決定後、新たに新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和 58 年新潟県告示 3296 号）の規程に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（５）本公告の日現在で、令和8･9年度建設工事入札参加資格者名簿の業種「土木一式またはとび･土工」で登載されている者であること。

（６）新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（７）南魚沼地域振興局管内に本店が所在する者であること。

3　入札者に求められる義務

（１）本調達物品の入札に参加を希望する者は、令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに「入札参加申請書」（別紙１）及び「入札参加資格に関する誓約書」（別紙２）を後記 12 の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。
上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。

（２）入札者は、上記（１）の提出書類について、開札日の前日までの間において、説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。
（３）提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。なお、本件入札に係る参加資格の確認結果は、入札参加申請書に記載されている連絡先に令和８年 11 月 26 日（水）までに連絡し、併せて書面にて通知する。

４　入札の日時及び場所
令和８年 11 月 30 日（月）午前 10 時 00 分　新潟県南魚沼地域振興局２階　入札室

５　入札及び開札の方法
（１）前記４の入札の日時及び場所に参集し、自己の氏名を表記した封筒に「入札書」（別紙３）を入れて提出すること。
なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに「委任状」（別紙４）を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。
また、入札に参加する際、次のものを持参すること。
・再入札に使用する印鑑
（２）前記４の開札の日時及び場所に参集できない場合は、入札書を書留郵便で提出することができる。その場合は、封書の表に「令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託入札書在中」と朱書の上、後記 12 あてに、入札日時までに到着するよう提出すること。
（３）入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
（４）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（小数点第２位まで記載可）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（小数点第２位までの金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
（５）開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 54 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。再入札は１回とする。
なお、書留郵便により入札を行った者については、再入札に参加する意思がないものとみなす。
また、後記６の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
（６）再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。

６　入札の無効
次の各号に該当する入札は、これを無効とする。
（１）入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
（２）入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
（３）同一の入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札
（４）入札者が不当に価格のセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは全部の入札
（５）脅迫その他不正の行為によってした入札
（６）再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札

（７）入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は新潟県南魚沼地域振興局に入札日時までに到着しなかった入札
（８）その他入札に関する条件に違反した入札
以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

7　最低制限価格
最低制限価格を設定し、最低制限価格未満の入札者は再入札に参加できないものとする。

8　落札者の決定方法
（１）予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
（３）再入札においても落札者がないときは、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

9　契約書
別添「委託契約書（案）」による。

10　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金
入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の５に相当する額以上（※1 円未満端数切上げ）
（２）契約保証金
契約金額の　100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

11　不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。
http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html

12　問い合わせ・郵送先
〒949-6680　新潟県南魚沼市六日町 960 番地
新潟県南魚沼地域振興局　企画振興部　総務担当
電話番号　025-772-2372
メールアドレス：ngt111610@pref.niigata.lg.jp